

阿賀野市選挙管理委員会告示第 19 号

令和6年2月4日執行の阿賀野市大字保田財産区議会議員一般選挙における阿賀野市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所に設けた。

令和6年1月30日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

期日前投票所	期日前投票所を設けた場所	設置期間
安田交流センター 期日前投票所	安田交流センター (1階 多目的ホール)	1月31日(水)から 2月3日(土)まで